

## 皇位継承と改元に関する若干の覚書

七戸, 克彦  
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<http://hdl.handle.net/2324/1790495>

---

出版情報 : ふくおか : 会報. 122, pp.3-6, 2017-01. 福岡県土地家屋調査士会  
バージョン :  
権利関係 :





# 皇位継承と改元に関する若干の覚書

学術顧問・九州大学大学院法学研究院教授

七戸克彦

## 1 皇位継承の国民生活への影響

昨年（平成28年）7月13日天皇の生前退位の意向が報じられた後、8月8日15時宮内庁は天皇自身の「お気持ち」を表明するビデオメッセージを公表、9月23日政府は安倍晋三首相の私的諮問機関として「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」の設置を発表し、この原稿の締切日である平成28年11月21日段階で、計4回の会議が開かれているが（第1回10月17日、第2回10月27日、第3回11月7日、第4回11月14日）。なお、会議の内容については、首相官邸ホームページで公表されている。[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koumu\\_keigen/kaisai.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koumu_keigen/kaisai.html)）、はたして生前退位が実現するかどうか、目下のところ先行き不透明である。

ところで、崩御の場合であれ、生前退位の場合であれ、皇位の継承は、われわれの国民生活に多大な影響を及ぼす。というのも、元号法本則第2項（ちなみに1条2項とはいわない）の規定に基づき、皇位継承の際には改元が行われるからである。

### 元号法（昭和54年6月12日法律第43号）

- 1 元号は、政令で定める。
- 2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。  
附則
  - 1 この法律は、公布の日から施行する。
  - 2 昭和の元号は、本則第1項の規定に基づき定められたものとする。

その結果、土地家屋調査士の作成する登記申請書をはじめ、一切合切の元号の記載は、それまでの「平成」から、新しい元号に書き改める必要に迫られる。

それゆえに、もし生前退位を認めるというのであれば、国民生活の混乱を最小限にとどめるため、12月31日の満了時（24時）に退位していただかなくては困る。

ちなみに、筆者は昔、「昭和64年」の年号の刻印された500円硬貨の釣り銭を受けとったことがある。昭和天皇は昭和64年1月7日に崩御されたので、偽造硬貨かと疑ったが、「昭和64年」の刻印のある硬貨は、前年（昭和63年）より鑄造が開始され、しかも昭和天皇崩御3か月後の平成元年3月まで製造された結果、500円硬貨については1604万枚、10円硬貨は7489万枚、5円硬貨は6733万枚、1円硬貨は1億1610万枚発行されたというから（通常年の10分の1程度の発行量。ちなみに、100円硬貨・50円硬貨については発行されなかった）、さほど珍しくはないのであった。

なお、細かいことをいえば、「改元」とは単に「元年」に改めることをいい、これに対して、元号を改めることは「改号」というが、改元あるいは改号だけを単独で行うこと（たとえば「平成29年」をリセットして「平成元年」に「改元」し、あるいは「昭和」を「平成」に「改号」した際に「平成64年」と続けるようなこと）はないので、「改元」と「改号」をあわせた上位概念として「改元」の語が用いられている。

さらに、厳密にいえば、「改元」の語は同一君主が在位中に元号を改める場合にだけ用いられ、新君主が即位に際して新たな元号を称する場合は「称元」というのであるが、明治以降の日本では在位中の元号変更が認められていないので（一世一元の制。元号法（本則）第2項も「元号は、皇位の継承があつた場合に《限り》改める」と規定している）、一般には「称元」を指して「改元」の語が用いられている。

これに対して、江戸期以前には、①新天皇の即位に伴う改元（代始改元）のほかに、陰陽道思想・讖緯説に基づく②祥瑞改元（吉兆とされる現象を賀して行われる改元）、③災異改元（凶事を厭忌して行われる改元）、④革年改元（異変が起こるとされる「三革」の年——「革命」（甲子の年）・「革運」（戊辰の年）・「革命」（辛酉の年）に行われる改元）があった。

一方、新しい元号を使い始める時期に関しても、①立年改元（改元の年の1月1日に遡及して新元号を使用するもの）、②即日改元（改元の日から直ちに新元号を使用するもの）、③翌日改元（改元の日翌日から新元号を使用するもの）、④踰年改元（越年改元。改元の年の翌年1月1日から新元号を使用するもの）がある。

## 2 明治改元

明治天皇の父・孝明天皇は、弘化3年1月26日（1846年2月21日）光仁天皇（孝明天皇父）の崩御から3週間後の2月13日（3月10日）に踐祚の儀を行い、同年9月23日（11月11日）に即位の礼を行ったが（なお、「踐祚の儀」とは皇位継承の証しとして三種の神器を受け継ぐ儀式、「即位の礼」とは皇位継承を内外に布告する儀典である）、代始改元は、即位から2年後の弘化5年2月28日（1848年4月1日）のことであった（弘化から嘉永に即日改元）。

その後、孝明天皇は、嘉永から安政（災異改元）→万延（災異改元）→文久（革年（革命=辛酉の年）改元）→元治（革年（革命=甲子の年）改元）→慶応（災異改元）と改元を連発するも、厄難からは逃れきれず慶応2年12月25日（1867年1月30日）35歳で死去（死因は天然痘と診断されているが、毒殺説も根強い）。

孝明天皇の第2皇子である明治天皇は、この時14歳であったが、翌慶応3年1月9日（1867年2月13日）踐祚の儀を行い、翌慶応4年1月15日（1868年2月8日）元服の儀の後、同年8月27日（10月12日）即位の礼を執り行う。この間の3月14日（4月6日）には五箇条の御誓文、閏4月21日（6月11日）には政体書の布告があるが、一方、即位礼後の慶応4年9月8日（10月23日）に布告されたのが、明治改元・一世一元の詔書である。その全文は次

のようなものであるが（『法令全書（慶応3年）』（内閣官報局、明治20年）288-289頁）、

### 第726 9月8日（布）（行政官）

今般 御即位御大礼被為濟先例之通被為改年号候就テハ是迄吉凶之象兆ニ随ヒ屢改号有之候得共

自今 御一代一号ニ被定候依之改慶応四年可為明治元年旨被仰出候事

詔書

詔体太乙而登位膺景命以改元洵聖代之典型而万世之標準也朕雖否德幸頼祖宗之靈祇承鴻緒躬親万機之政乃改元欲与海内億兆更始一新其改慶応四年為明治元年自今以後革易旧制一世一元以為永式主者施行

詔書の文中に「改慶応四年為明治元年〔慶応4年を改め明治元年と為す〕」とあるように、踐祚（=皇位継承）から2年後に行われたこの改元（代始改元）は、「年」単位で遡及して元号を改めるもの（慶応4年1月1日（1868年1月25日）に遡って明治元年1月1日とするもの）——すなわち立年改元である。

だが、この改元の結果、慶応4年という年は遡及的に存在しなかったことになるため、同年1月1日から9月8日までの間に生じた出来事の元号表記をめぐっては、後々まで不統一・混乱が生ずることとなった。

たとえば昭和期の日本を代表する民法学者である我妻栄と末川博は、松波仁一郎（現行民法制定時に梅謙次郎の起草委員補助を務めた商法学者・東京帝国大学教授）の誕生日（同年1月1日（1月25日）生まれ）について、次のように語っている（末川博=我妻栄「対談・日本の法学者を語る（蒲郡対談・連載第3回）」法学セミナー 178号（昭和45年）110頁）。

**我妻** 松波先生は明治元年1月1日生まれだというんだね。自分でそういつているんだ。だれかが明治元年には1月1日はないはずだといったんだね。しかし、それは間違いなんだ、明治という元号はむろんその年の中途になって定められたが、元日に遡って明



治元年とすという太政官布告がある、だから明治元年1月元日というのはあるというんだ。

**末川** なるほど、おもしろいな。いかにも松波さんらしくて。

**我妻** 僕は調べたことはない。だがありそうなことだね。太政官布告で正月元日に遡って明治と称すといったということは。

**末川** ないとはいえないかもしれないが、いかにもこじつけだな。

**我妻** 大正も昭和もそれはしてない。しかし明治だけはしているという……。

ちなみに、この対談で我妻と末川は、松波仁一郎の商法教科書を「三大愚著」の一と嘲笑しているが(103頁)、明治改元の詔書すらご存じないというのでは、松波を馬鹿にできない。

### 3 大正改元・昭和改元

これに対して、大正改元・昭和改元では、「日」単位で元号を遡及変更する処理が行われた(即日改元)。このうち、大正改元の詔書は次のようなものであり(明治45年7月30日官報号外)、

#### ○詔書

朕菲徳ヲ以テ大統ヲ承ケ祖宗ノ靈ニ誥ケテ  
万機ノ政ヲ行フ

茲ニ

先帝ノ定制ニ遵ヒ明治四十五年七月三十日  
以後ヲ改メテ大正元年ト為ス主者施行セヨ

御名 御璽

明治四十五年七月三十日

内閣総理大臣 侯爵西園寺公望

〔以下国務各大臣副署……略〕

また、昭和改元の詔書は次のようなものであった(大正15年12月25日官報号外)。

#### ○詔書

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ大統ヲ承ケ万機ヲ  
總フ茲ニ定制ニ遵ヒ元号ヲ建テ大正十五年  
十二月二十五日以後ヲ改メテ昭和元年ト為ス  
御名 御璽

大正十五年十二月二十五日

内閣総理大臣 若槻礼次郎

〔以下国務各大臣副署……略〕

だが、明治天皇の崩御は、明治45年7月30日午前0時43分であり(明治45年7月30日官報号外「宮廷録事」)、

○**天皇陛下御容態** 昨二十九日午後八時頃ヨリ御病状漸次増悪シ同十時頃ニ至リ御脈次第ニ微弱ニ陥ラセラレ御呼吸ハ益、浅薄ト為リ御昏睡ノ御状態ハ依然御持続アラセラレ終ニ今三十日午前零時四十三分心臓麻痺ニ因リ崩御アラセラル洵ニ恐懼ノ至ニ堪ヘス

大正天皇の崩御は、大正15年12月25日午前1時25分である(大正15年12月25日官報号外「宮廷録事」)。

○**天皇陛下御容態** 肺炎ノ御症状昨朝ヨリ一段御増進御体温ハ四十一度マテ御昇騰アラセラレ御脈ハ益、頻数微細トナラセラレ御呼吸ハ更ニ逼迫遊ハサレ遂ニ今二十五日午前一時二十五分心臓麻痺ニ因リ崩御アラセラル洵ニ恐懼ノ至ニ堪ヘス

そのため、明治天皇が存命中の7月30日の43分間は、明治なのか大正なのか、あるいは大正天皇が存命中の12月25日の1時間25分間は、大正なのか昭和なのかにつき疑義が生じ、明治天皇の崩御直後には、歴史教科書の記載方法をめぐって、次のような通知が発出されている(文部大臣官房文書課『(自明治三十年至大正十二年)文部省例規類纂』(帝国地方行政学会、大正13年)847-848頁)。

**大正元年9月9日〔文部省〕図書局照会・大正元年9月11日内閣送第30号・大正元年9月25日官函第61号**

歴史教科書記載方改元ハ明治四十五年七月三十日午前零時四十三分迄ヲ明治四十五年其ノ以後ヲ大正元年トシ踐祚ハ大正ノ年号ニ係ル

つまり、詔書の定める「即日改元」ではなく、「即時改元」の立場をとるということである。

一方、広浜嘉雄の次のような言は、天皇の崩御に関してだけ即時改元とする趣旨か（広浜「明治45年7月30日」東北帝国大学法学会（編）『法学瑣論』（岩波書店、昭和14年）69頁）。

……7月30日は既に明治45年ではなく、12月25日は最早大正15年ではない。しかも、それは午前零時から左様であるべく、例へば、大正天皇御崩御の時刻が午前1時25分であるからというて、その時刻までが大正15年12月25日で、その時刻以後が昭和元年12月25日だとすべきではあるまい。にも拘らず、明治天皇御崩御の日は明治45年7月30日であって、大正元年7月30日ではなく、大正天皇御崩御の日は大正15年12月25日であって、昭和元年12月25日ではないと、私は考へたいのである。その何故に然るかの理由の説明は、別の機会に譲り、先づ右の結論に対する諸賢の御所見を伺ひたい。

ちなみに、明治天皇存命中の明治45年7月30日の43分を大正とし、大正天皇存命中の大正15年12月25日の1時間25分を昭和とした場合には、天皇存命中の改元を禁じた一世一元の制に触れるようにも思われる（旧皇室典範（明治22年2月11日皇室典範）12条は、「踐祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ従フ」と規定していた）。

#### 4 平成改元

以上に対して、昭和64年1月7日午前6時33分昭和天皇崩御による平成への改元は、同日午前0

時には遡らず、翌1月8日の午前0時とされた（翌日改元）。

**元号を改める政令（昭和64年1月7日政令第1号）**

内閣は、元号法（昭和54年法律第43号）第1項の規定に基づき、この政令を制定する。

元号を平成に改める。

附則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

なお、一世一元の制は、皇位継承の後、新天皇がひとたび代始改元した後は、二度と改元できないことを意味しているの、今の天皇の御代が、昭和天皇が崩御した1月7日午前6時33分以降の17時間27分間の昭和と、翌1月8日午前0時以降の平成の、二つの元号に亘るからといって、一世一元の制には反しない。

ついでに、「踐祚」と「即位」の語についても触れておくと、旧皇室典範第2章（10条～12条）の章題は「踐祚即位」であり、その初条（10条）には「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ受ク」とある一方、次条（11条）は「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」と規定していたので、「踐祚」と「即位」は別物であるように見えた（歴史的には、即位の礼を簡略化して、迅速に皇位を継承する目的で、踐祚の儀が発達したようである）。だが、これに対して、現行皇室典範（昭和22年1月16日法律第3号）では「踐祚」の語が消失し、旧皇室典範の「踐祚即位」に対応する章（第1章）の章題は「皇位継承」になり、旧皇室典範10条に対応する規定（4条）も「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」に改められている。要するに、現行法において「即位」は「踐祚」と同義（皇位継承の意）になったのである。